

戦後の人間象徴天皇制・戦争責任とどう向きあつてきただか

中嶋啓明

私は、吉田裕さんの『昭和天皇の終戦史』（岩波新書、一九九二年）を、のあります。

おもなテキストを使ってお話しするということになつていますが、前回の報告を引き継いで、戦後どのように天皇裕仁、天皇制の戦争責任というものが、免罪されていき、戦後に生き残つていく契機がつくられていつたかというようなところを中心に、きょうは見ていただきたいと思います。

戦争を引き延ばした裕仁

その前に、ごく簡単に、天皇の戦争責任について基本的な材料をいくつか押さえておきたいと思います。

たとえば太平洋開戦のとき、当初天皇裕仁はじめ宮中グループは、陸軍中心とした軍部が、戦争にのめりこんでいったのに対して、どちらかと言えば慎重に構えていた。しかし、それが後にはドンドン次々と追認していくつて、最終的には開戦やむなしという結論に至っています。

この年の一二月初頭に対米開戦をするぞということを決めた一月五日の御前會議前後の天皇の言動というのが、『大本營機密戦争日誌』といふ陸軍参謀本部の戦争指導班がまとめた日誌の中になります。こういふ公的な文書の中で、天皇が非常に機嫌が麗しいと、開戦を決めたことで機嫌が麗しいというような、天皇の表情が書かれているというも

より具体的、法的な責任を考える場合、天皇はどのように軍の作戦にかかわったかということをみる上で、「御下問」というものがあります。國務に関しても、それから統帥事項に関しても、各閣僚、それから陸軍、海軍の統帥部から「内奏」、「上奏」を受けて、その際に、いろんなサジェスチョンをするという形で天皇は、具体的な戦争行為に影響力を発しています。こうしたことについては、歴史学者の山田朗さんなんかの仕事でかなり明らかにされています。

クラックホーン・ニューヨークタイムズ記者に対する日本政府の回答正文というのがあります。裕仁は一九四五年の九月二七日にマッカーサーと会見するわけですが、その二日前に、ニューヨークタイムズのクラックホーンという記者と裕仁は会見をしています。マッカーサーとの会見のための予行演習みたいな形で設定されたわけで、裕仁が何をこの記者に対して語ったかということを、政府の公式見解として出

したものです。それによると、「陸・海軍の配備、攻撃の時間や場所など戦争の個々の作戦については、天皇はほとんど相談を受けない。それらは最高司令官だけが、ほとんどの場合、決定する。ともかく、陛下は、戦争開始の前に、正式の宣戦布告をなさるおつもりであった」というのです。陸海軍の配備、攻撃の時間や場所など戦争の個々の作戦については、天皇はほとんど相談を受けないというふうに、裕仁はこの記者に対しても、「天皇はほとんど相談を受けない」ということです。

たとえば「近衛上奏」ということがあります。これも有名な話ですが、四五年の戦争の終盤に差し掛かって、このままじゃ日本は負け入るぞというようなことで、日本は負けたら共産化するぞ、天皇制は危うくなるぞというようなことを、近衛が「上奏」した。もう敗戦のための工作を始めた方がいいんじゃないかということを言ったのに対し、裕仁が何を言つたかとすると、「もう一度戦果を挙げてからでないとなかなか話はむずかしいと思う」と。こうやって戦争を引き延ばしたことがあります。

それから、これはずっと後の方につながる話ですけれども、戦後、戦争責任をどう回避していくかということを、裕仁をはじめ宮中グループがいろいろ画策するわけですけれども、そのときに回避しようと思つたその戦争責任といふものさえ、彼らの頭の中にはあったのは、基本的には対英米に対する戦争責任でしかなかつたということで、アジアに対する加害認識の欠如を象徴している事例だと思います。対米開戦の前に日中戦争が続いていたわけですから、一九三七年の、いわゆる七七蘆溝橋事件の直前に、天皇は日中間の紛争を妥結する方策を考えたと主張した上で、その理由について、こう述べています。

「満洲は田舎であるから、事件が起こっても大した事はないが、天津・北京で起ると、必ず英米の干渉が非道くなり、彼我衝突の虞があるとあるいは中国だとかは、彼らの頭の中にはなかつたということです。

要するに英米が動くかどうかということが頭にあって、満洲だとか、あるいは中国だとかは、彼らの頭の中にはなかつたということです。

思つた」。

天皇の戦争責任回避の論理

そういう形で敗戦を経て、戦後に至るわけですけれども、天皇、並びに天皇制の戦争責任を回避するために様々な動きがあります。そのうちに一つに「自主裁判」をやろうというような動きがありました。これがはとん挫した。

それから、この戦争についての日本政府の認識、天皇の責任論に対する対処方針を正式に決めたものに、四五年一月五日の幣原内閣の閣議決定というものがあるんですが、この閣議決定の内容の柱はこういうものです。

「大東亜戦争は帝国が四隅の情勢に鑑み、已むを得ざるに出でたるものと信じおること」。

これが一つの柱です。
もう一つは

「天皇陛下におかせられては、あくまで対米交渉を平和裡に妥結せしめられんことを御軽念あらせられたること」。

それから

「天皇陛下におかせられては開戦の決定、作戦計画の遂行等に關しては憲法運用上確立せられおる慣例に従わせられ、大本營、政府の決定したる事項を却下遊ばされざりしこと」。

この三つ目が、その後も、今に至つても続く、天皇に具体的、法的責任はないんだということの主張の「根拠」になつてゐるかと思うんですが、これがこの閣議決定のときに、一つの柱として挙げられている。

もう一つは「日米交渉継続中に攻撃を加へることを避けんがため、日米交渉打切りの通告の通達方努力せること」と。これは、真珠湾の閣討ちではないんだよということを言いたいものだらうと思います。さきほ

どの一一番目にあげたものは、大東亜戦争は、いわゆるあのA B C D包囲陣で攻められて仕方がなく矛をもつたんだよということです。閣議決定というような形で正式に、政府の見解として固めているということが、その後、ずっと今に至る、日本政府なり日本社会の主流に流れる歴史認識の一つにあるだろうと思いますが、要するに大東亜戦争解放論です。

靖国神社が様々な曲折を経ても生き残つて、大東亜戦争解放論を発信する最大の装置の一つになつてゐるというのは、こういうところに根拠があるわけです。占領中、裕仁は戦後直後の四五年の一月に参拝して以降、靖国神社への参拝は控えていたようですが、講和条約にが発効した年の秋季例大祭に、早くも皇后とともに参拝していきます。

東京裁判対策で動いた人びと

それから、一番ここが中心ですが、東京裁判対策ということで、いろんな人が動いています。宮中グループという人たちが中心になつて動いた。宮中グループというのは、「元老や重臣、内大臣、内大臣秘書官長、侍従長、宮内大臣などの天皇の側近たちと、彼らに公式、非公式に結びついて行動した一群の人々」で、その中心で、動きがよく見えているには、高松宮とか、松平康昌、寺崎英成というような人々がいました。松平康昌、寺崎英成というのは、その後、あの有名な昭和天皇「独立白録」をまとめた五人組のうちのメンバーの一人です。

米内光政なんかも、宮中グループのうちの一人とみられます。この人は戦前の海軍の「大物」ですけれども、反東條で動いていたといふことで、いまだに一部では「平和愛好者」だというような評価があるようですが。それから外務官僚、重光葵であるとか、こういう人たちが東京裁判の検察側による尋問の段階で、あるいは公判の段階で様々に、陸軍を中心とした軍部に責任を押し付けて、裕仁を中心とした宮中グループ、反東條派の軍人たちも含めた一群の人々の責任を免責していくたどり経過があります。

東京裁判では、四七年一二月三一日に東條が、天皇陛下の言ふことは誰も日本国民は逆らえませんよというようなことを証言した。これに対し、首席検察官のキーナンは裁判が始まる前から、裕仁の責任を問わな

天皇退位論も戦後三回ぐらい出でています。どれもいわゆる「国体護持」のための退位論だったということですが、特に近衛がかなり具体的に裕仁の退位論というものを、ある種強固に言つていました。

いということを決めていたわけですが、東條のこの証言の危険性に気が

ついた。そしてキーナンが、これを何とかしろということで、田中隆吉、これは開戦当时、陸軍の兵務局長だったのに、東條たち陸軍を検察側に売り渡したとして、責任を問われた陸軍の関係者から裏切り者呼ばわりをされた人ですが、その田中を通じて松平康昌に働きかけ、松平が拘禁中の木戸孝一を訪ねて東條への説得を依頼した。その結果、東條は翌年の四八年の一月六日の次の公判で、この前の証言は、陛下の臣民としての感情であって、それは責任がどうのこうのというようなものではないんだというふうに、前回の証言を事実上、撤回したというような経緯があります。こうした行動について田中は、天皇陛下から畏くも御下賜品をいただいたと、ジョニー・ウォーカーのレッドラベルを一本をもらつたようです。

アメリカ製の天皇制への作り変えと「天皇外交」

裕仁と、マッカーサーとの会見、リッジウェーとの会見などについての話に移ります。この時期、裕仁自身も自らの責任を回避するために積極的に動いています。

こういう動きは、GHQ側からも、そういうことをしろというふうに示唆を受けて動いている。日米両者の合作として進んで行きました。

「天皇が何等の罪のないことを日本側が立証してくれることが最も好都合である。そのためには近々開始される裁判が最善の機会と思うことに、その裁判において東条に全責任を負担せしめるようにする」とだ」。

かということが議論になっています。

しかし、裕仁の言葉に感動して云々というよりも、日本が降伏して米軍が進駐てきて、その過程で、一発の銃声も聞かずというと言います。さかもしないですけど、日本軍が矛を収めたという、その裕仁のある種のカリスマ性、力をマッカーサーが利用したかったと。マッカーサーは連合国軍の司令官として、あるレベルでは絶大な権力を握っていたけれども、アメリカの中央政府、あるいは他の連合国との間では非常に不安定な位置に置かれていた。そのときに裕仁を利用することで、占領政策をスムーズにやりたいというマッカーサー側の意向が大きくなり、それを受けたGHQ側からの示唆もあって、裕仁が自らを弁解したあの「獨白録」が書かれたんだというようなことが、たとえばマッカーサーの軍事秘書だったフェラーズ准将なんかの言葉の中からも見えます。フェラーズ准将は米内光政に対し、こう言っています。

それから、この講座の二回目から問題意識としてある「表」と「裏」の話ですが、戦前、表だったのものを戦後、裏に隠して、裏であつたものを戦後、全面開花させる一つの圧力になったであろうものとして、ケーリという当時のアメリカ海軍将校が高松宮に語った言葉があります。戦後、アメリカ製の天皇制に作り変えられたという事実経緯が、こういうところからも見えるわけです。このケーリは、CIE（民間情報教育局）

「というGHQの中の一部門で働いた人間なんですが、高松宮に対して「開かれた皇室」になりなさいということを言っています。「従来通りの天皇制はもちろんいけませんが、今そのまま成行きにまかせておいては、世界の世論に退位させられる可能性があります」と。

天皇制をアメリカ製のものとして作り変えていく過程で、戦後の日米安保体制の確立に裕仁が具体的にかかわっていく、このときに「天皇外交」というべきものが展開されていたという点を、この天皇・マッカーサー会談から見ておきたいと思います。

四回目の会見で、この段階では、裕仁とマッカーサーとの間にはすれ違いがあつて、憲法のように非武装じゃ困ると、連合国軍がいるだけじゃ困るというような裕仁側の意向に対し、マッカーサーは非武装が一番いいんだと、それから連合国軍が何とかしますというようなことを言っているわけですけれども、それじゃ困ると裕仁は考えていたようです。裕仁は「日本の安全保障を図るために、アングロサクソンの代表者である米国が、そのイニシアチブを執ることを要する」と述べて、アメリカ軍にいてほしいというようなことを要求しています。そういうような意向で裕仁は戦後ずっと一貫し、ある時期からは、吉田はもちろんバイパスし、このマッカーサーをもバイパスして、アメリカ中央政府のドレスと直接交渉するというようなことを、裕仁自身がやつてていきます。

この点で有名なもののひとつに天皇の「沖縄メッセージ」というものがありますが、これは、沖縄はアメリカに差し上げますよと、アメリカがしばらく占領下に置いておいてくださいというようなことを言つたと いうのです。それと別に、一九五〇年の六月下旬、訪日したドレスに対して、口頭でメッセージを発しています。

その後、八月には裕仁のメッセージが文書にまとめられています。それは「追放されている『多くの有能で先見の明と立派な志をもつた人々』が彼らの考え方を公に表明する立場にいたならば、『基地問題をめぐる最近の誤った論争も、日本の側からの自発的なオファによって避けることができたであろう』との趣旨が書かれていました。

戦後直後の軍国主義者たちを公職追放した、公職追放令というのが出されているわけですけれども、追放されている人たちの中には、有能な人たちがいるんだから、そういう人たちを使わなきやいけないというようなことを、裕仁はドレスに言っていたわけです。追放を解除してくださいと。そして、この時期から並行して徐々に追放が解除されていったわけです。

このころは吉田がまだある種のバーゲニングをやつていて、対米交渉の過程の中で、米軍が日本に駐留するならば、それに対して、それは駐留させてあげるんだという形で交渉しようとやつていただけます。吉田の姿勢に対して、吉田、それじゃいかんと、駐留していくだけという形にしなければいけないということで、吉田に見切りをつける。そして裕仁は、バイパスしてドレスと直接交渉するわけですが、口頭と文書のメッセージは、そのときドレスに対し、吉田じゃいかんというようなことを言つている内容だというふうに、豊下橋彦さんが『昭和天皇・マッカーサー会見』（岩波現代文庫、二〇〇八年）の中で分析されています。

「日本の国民を真に代表し、永続的で両国の利害にかなう講和問題の決着に向けて真の援助をもたらすことのできる、そのような日本人による何らかの形態の諮問会議が設置されるべきであろう」。

宮中グループと保守本流

こういう様々な画策をした宮中グループと言われる人々のうちの一人に吉田茂もいたわけですが、この人を軸にみていたら、ひとつおもしろいのが見えるような気がします。

というのは、吉田は戦前は「親英米派」で「自由主義者」だと言われ、反東條であった。そして、敗戦間近というようなころには、吉田を中心としたグループであるとか、その他いろんな海軍を中心としたグループであるとか、いろんなグループが、それぞれの思惑を持って動き始めた。そのうちのこの吉田茂とか、それから殖田俊吉なんかが、戦中から反東條、「早期和平」で動いていた。それが戦後、保守本流として登場するわけです。殖田俊吉というのは吉田内閣で法相を務めたり行政管理庁長官を務めたりしています。

さつきの天皇退位論なんかとちょっとかかわるわけですが、吉田裕さん

の見方ですけれども、吉田茂は非常に甘かつたと。国際社会の天皇に対する怨嗟の念というのはもつと強かった。憲法を変えず、天皇がそのままの地位でも、なんとかその後、冷戦過程が進行していくうちに日本は生きていけるぞというふうに吉田茂は見ていたのですが、ちょっとと甘すぎた。それに対して近衛は、天皇制を存続させるためには、裕仁にやめてもらわないといけないし、憲法も変えないといけないんじゃないかというような見通しを持つていた。そういうふうに吉田裕さんは分析しているようです。

しかし、実際のその後の進展を見ると、冷戦の進行によって、裕仁はもちろん退位しないまま生きていきましたし、憲法は変えましたけれども、どちらかというと吉田茂の見方もそれなりに妥当するような形で戦

後が進んでいるなあという気がします。

それで、敗戦後、保守グループの中に、大きな政治的分化が生じていたというのは、これは渡辺治さんの分析らしいんですが、この政治的分化という点で、戦前は「親英米派」で「自由主義」だと言われたような吉田茂が、「憲法改正」とか、天皇退位論では近衛より右寄りと言つていいのかどうか分からぬけど、退位しなくてもいいという立場を取っていた。しかしその後、その吉田でさえも、天皇から不信任を突きつけられるというような経過をとったわけです。

吉田あたりから「左」と言つていいかどうか分かりませんが、そういうところまでもウイングは広がっていて、吉田あたりからより「右」のグループで追放されていた軍国主義者たちをも復権させてほしいというような言葉に象徴されるように、「右」から「左」までの反共主義者の幅広いウイングの上に天皇が乗つかって戦後が作られていったんだというのが、この辺からも見て取れると思います。

戦後の保守本流の中でも中心グループを形作った「穩健派」と言われる人々、その中核的存在のうちの一つが天皇裕仁と宮中グループなわけです。これは吉田裕さんの分析のそのまま受け売りですが、すべての戦争責任を軍部を中心とした勢力に押し付けて、彼らを切り捨てるによつて生き残りを図つて、それでアメリカにすり寄つて、占領政策の「受け皿」となる勢力として保守本流が作られていったというわけです。そして、それによつて戦後、日本社会の歴史認識というものが規定されていったというわけです。

『穩健派』全体の戦争責任とか、日本社会全体の戦争責任、特にアジアに対する戦争責任が曖昧にされる形で、被害者歴史認識というものが形作られていった。

サンフランシスコ講和条約の意味

ういう講和を裕仁は絶賛していたんだということを再確認しておきたいと思います。

(なかじま ひろあき)

天皇裕仁はリッジウェーとの会見で、「有史以来未だ嘗て見たことのない公正寛大な条約」と、サンフランシスコ講和条約を絶賛しています。講和条約の一一条には、東京裁判をはじめとした戦争裁判を受諾するというような文言が入っている、そういうものを含めた講和条約を、裕仁は絶賛している。

でありますながら、靖国神社を中心とした大東亜戦争解放論というものが、戦後社会に根強くそのまま生き残っていて、これは裕仁が追放者の復権を要求したことと関連しているわけです。しかしその一方で講和条約を絶賛した。東京裁判の結論を受諾する、そういうものを含めて。だからその後、東條なんかが合祀されていたことについて裕仁は、気に入らんと言つて参拝をやめた。この辺は、最近、明らかになつた富田メモなんかで見えてくるわけですが、そういうところにつながる問題があると思ひます。

もうひとつ、講和条約には、いろんな見ておかぬきやいけない問題点があります。各国との間の講和条約の柱を、このサンフランシスコ講和条約が作ったわけです。その中でも財産請求権、賠償請求権を放棄させていて、それはその後の各國間、二国間の講和条約の中に、同じような形で作られていく問題です。これが今に続く戦後補償問題を考える上で重要なネックになっている。ここを切り抜けるために、被害者たちは四苦八苦し続けていて、ほとんどもう日本の裁判では負け続けているわけです。財産請求権、賠償請求権の放棄ということが大きな障害になつて、今まで戦後補償が認められないという流れになつていて、そ

